

第2 令和2年度の監査結果

1 令和2年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務監査・行政監査	定期監査	本 庁 215箇所	本 庁 令和元年度 出先機関 令和元年度及び 令和2年度期中	14 ※ 行政監査については 40
		出先機関 253箇所 合 計 468箇所 (すべての機関実施)		
財務監査	随時監査	財務会計監査 25箇所	令和元年度及び令和 2年度期中	36
		うち抜き打ち分 20箇所 工事技術監査 4箇所 合 計 29箇所		
行政監査	臨時監査	本 庁 2箇所	令和元年度及び令和 2年度期中	36
財政的援助団体等の監査		41団体	令和元年度	42
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和元年度	48
基金運用状況審査		県立美術博物館建設基金	令和元年度	53
健全化判断比率等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など	令和元年度	54
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	57
住民監査請求に基づく監査		令和2年度は実績なし		58

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	令和元年度（原則）	75

（注）令和2年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和2年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	248	46	61	2	2	1	5	16	16	4	36	4		16	20
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	1	1				0	1			1				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	126	14	15	1		2	3	6		2	8	1		3	4
	警察本部、警察署	74	2	2			1	1	1			1				0
	小計	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46	5	0	19	24
随時監査		29	2	2	1			1	1			1				0
臨時監査		2	1	1			1	1				0				0
財政的援助団体等		41	3	3				0	3			3				0
計（A）		540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50	5	0	19	24
令和元年度監査実績（B）（注2）		531	90	97	2	3	18	23	8	13	35	56	0	0	18	18
増減（A-B）		9	△21	△12	2	△1	△13	△12	20	3	△29	△6	5	0	1	6

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（80ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件（令和元年度の指導、指導（検討）の合計件数は122件）です。令和2年度との比較のため、令和元年度監査実績の「指摘等の箇所」及び「指摘等の件数」には「指導」、「指導（検討）」を含めていません。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
22	18	21	61
0	0	0	0
1	0	0	1
0	0	0	0
0	0	0	0
8	0	7	15
1	0	1	2
32	18	29	79
2	0	0	2
0	0	1	1
3	0	0	3
37	18	30	85
10	16	71	97
27	2	△41	△12

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	1	1			1
危機管理部	3			3	3
経営管理部	6	2	1	3	6
くらし・環境部	3			3	3
スポーツ・文化観光部(注3)	4	2	1	3	6
健康福祉部	3	2		2	4
経済産業部	8		4	4	8
交通基盤部	16	13	12	3	28
出納局	2	2			2
計(C)	46	22	18	21	61
令和元年度 監査実績(D)	44	6	11	33	50
増減 (C-D)	2	16	7	△12	11

(注3)「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（468箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和2年度は、合规性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部署の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況、郵券の在庫、備品の管理状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和2年度						令和元年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	書面 委託	
知事部局	141	[91]	107	(79) [54]	248	(79) [145]	142	[55]	106	(51) [58]	248	(51) [113]	0	(28) [32]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5	[5]			5	(0) [5]	5				5	(0) [0]	0	(0) [5]
各種委員会 事務局	9	[7]			9	(0) [7]	9	[4]			9	(0) [4]	0	(0) [3]
教育委員会 事務局、 教育機関	10		116	(96) [55]	126	(96) [55]	9	[9]	116	(87) [47]	125	(87) [56]	1	(9) [Δ 1]
警察本部、 警察署	46		28	(17) [13]	74	(17) [13]	46	[46]	28	(21) [15]	74	(21) [61]	0	(Δ4) [Δ 48]
計	215	(0) [107]	253	(193) [123]	468	(193) [230]	215	(0) [118]	252	(160) [121]	467	(160) [239]	1	(33) [Δ 9]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数() 書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([] 書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和2年度								令和元年度								増減 (A-B)	
	本庁	出先機関						計 (A)	本庁	出先機関						計 (B)		
		書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (A)			書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (B)		書面 委託	
知事直轄 組織	7 [7]		2 (2) [1]				9 (2) [8]	7 [7]		2 (1) [1]				9 (1) [1]	0 (1) [7]			
危機管理部	6 [6]		2 (1) [1]				8 (1) [7]	6 [6]		2 (1) [1]				8 (1) [0]	0 (0) [7]			
経営管理部	14 [14]		12 (8) [6]	1 (1)			27 (9) [20]	14 [14]		12 (6) [6]	1 (1)			27 (6) [7]	0 (3) [13]			
くらし・ 環境部	16 [16]		4 (3) [1]	4 (3) [1]			24 (6) [2]	16 [16]		4 (3) [2]	4 (2) [2]			24 (5) [20]	0 (1) [Δ 18]			
スポーツ・ 文化観光部	16 [16]		4 (3) [1]				20 (3) [1]	17 [17]		4 (3) [3]				21 (3) [20]	Δ 1 (0) [Δ 19]			
健康福祉部	18 [18]		15 (14) [9]	18 (18) [17]			51 (32) [26]	18 [18]		16 (8) [7]	18 (4) [13]			52 (12) [38]	Δ 1 (20) [Δ 12]			
経済産業部	31 [31]		27 (22) [11]	6 (3) [2]			64 (25) [44]	31 [31]		26 (17) [13]	5 (4) [3]			62 (21) [16]	2 (4) [28]			
交通基盤部	29 [29]		12 (1) [4]				41 (1) [33]	29 [29]		12 (2) [7]				41 (2) [7]	0 (Δ1) [26]			
出納局	4 [4]						4 (0) [4]	4 [4]						4 (0) [4]	0 (0) [0]			
企業局	3 [3]		2 (1) [1]				5 (1) [4]	3 [3]		2 (1) [1]				5 (1) [4]	0 (0) [0]			
がん センター局	1 [1]						1 (0) [1]	1 [1]						1 (0) [1]	0 (0) [0]			
議会事務局	5 [5]						5 (0) [5]	5 [5]						5 (0) [0]	0 (0) [5]			
各種委員会 事務局	9 [7]						9 (0) [7]	9 [4]						9 (0) [4]	0 (0) [3]			
教育委員会 事務局、 教育機関	10 [9]		116 (96) [55]				126 (96) [55]	9 [9]		116 (87) [47]				125 (87) [56]	1 (9) [Δ 1]			
警察本部、 警察署	46 [46]		28 (17) [13]				74 (17) [13]	46 [46]		28 (21) [15]				74 (21) [61]	0 (Δ4) [Δ 48]			
計	215 (0) [107]		224 (168) [103]	29 (25) [20]			468 (193) [230]	215 (0) [118]		224 (150) [102]	28 (10) [19]			467 (160) [239]	1 (33) [Δ 9]			

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。
- 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	468箇所
指摘等の箇所数	63箇所 (13.5%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	24	5	32
工事技術	2	16		18
事務事業	4	6	19	29
計	9	46	24	79

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は103件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(20ページから35ページ)のとおり)

(ア) 指摘(9件)

a 財務会計(3件)

(a) 収入関係(2件)

- ・ 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延(沼津財務事務所)
- ・ 河川占用料等に係る不適切な事務処理(袋井土木事務所)

(b) 契約関係(1件)

- ・ 委託業務等に係る不適切な会計事務処理(三島南高等学校)

b 工事技術(2件)

- ・ 建設工事現場等における第三者事故の多発(中遠農林事務所)
- ・ 建設工事現場等における第三者事故等の多発(下田土木事務所)

c 事務事業(4件)

- ・ 訓練装置の破断事故の発生(消防学校)
- ・ 実習室での火災の発生(御殿場高等学校)
- ・ 部活動費の不適切な管理(磐田西高等学校)
- ・ 公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置(交通規制課)

(イ) 注意(46件)

a 財務会計(24件)

(a) 収入関係(5件)

- ・ 河川占用料等に係る不適切な事務処理(沼津土木事務所)
- ・ 河川占用料の徴収誤り(静岡土木事務所)
- ・ 河川占用料の徴収誤り(島田土木事務所)
- ・ 港湾施設用地の占用許可に係る不適切な事務処理(田子の浦港管理事務所)

- 授業料の口座振替における徴収誤り（湖西高等学校）
- (b) 支出関係（5件）
 - 母子・父子福祉協力員に対する報酬の算定誤り（東部健康福祉センター）
 - 源泉徴収税額の記載誤り（集中化推進課）
 - 通勤手当の認定誤り（がんセンター局）
 - 補助金支出における債主誤り（健康体育課）
 - 住居手当の認定誤り（吉原工業高等学校）
- (c) 契約関係（9件）
 - 業務委託の不適切な変更事務（総合政策課）
 - 業務委託における収支報告書の未徴収（ふじのくに地球環境史ミュージアム）
 - 業務委託に係る不適切な契約事務（こども未来課）
 - 建設工事における不適切な契約変更事務及び積算（沼津土木事務所）
 - 建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）（島田土木事務所）
 - 業務委託の不適切な契約（浜松土木事務所）
 - 業務委託の不適切な履行確認（社会教育課）
 - 業務委託の不適切な契約変更事務及び履行確認（浜松南高等学校）
 - 業務委託の不適切な履行確認（天竜警察署）
- (d) 財産関係（3件）
 - 車検切れ公用車の使用（河川砂防局）
 - 建物の取壊しに係る不適切な事務処理（浜松土木事務所）
 - その他金券類の不適切な管理（浜松西高等学校）
- (e) その他（2件）
 - 徴収委託に係る不適切な事務処理（ふじのくに地球環境史ミュージアム）
 - 例月指導検査における注意事項等の多発（島田土木事務所）
- b 工事技術（16件）
 - 建設工事の不適切な設計（下田財務事務所）
 - 建設工事における不適切な監督業務及び設計変更事務（観光政策課）
 - 建設工事現場における第三者事故等の多発（東部農林事務所）
 - 建設工事現場における第三者事故の発生（富士農林事務所）
 - 建設工事の不適切な工事計画（中遠農林事務所）
 - 業務委託の不適切な発注計画（港湾振興課）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（熱海土木事務所）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（沼津土木事務所）
 - 業務委託における不適切な発注計画（島田土木事務所）
 - 補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）（島田土木事務所）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（島田土木事務所）
 - 建設工事の不適切な工事計画（袋井土木事務所）
 - 修補指示工事の発生による完成遅延（同様事案の再発）（袋井土木事務所）

- 建設工事現場等における第三者事故等の多発（袋井土木事務所）
- 建設工事現場等における第三者事故等の多発（浜松土木事務所）
- 建設工事現場における第三者事故等の多発（清水港管理局）
- c 事務事業（6件）
 - 商業動態統計調査票等の紛失（法務文書課、統計調査課）
 - 私立学校認可事務における処理遅延事案の発生（私学振興課）
 - 非常勤職員の年次有給休暇付与日の誤り（同様事案の再発）（農地計画課）
 - 会計書類の紛失（熱海土木事務所）
 - 非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り（教育総務課）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）（静岡農業高等学校）
- (ウ) 意見（24件）
 - a 財務会計（5件）
 - 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について（経営管理部）
 - 交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について（交通基盤部総務課、経理課）
 - 不適切な事務処理の再発防止について（島田土木事務所）
 - 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について（用度課）
 - 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について（教育総務課）
 - b 事務事業（19件）
 - 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の利用拡大（危機情報課）
 - 静岡県消防協会運営費補助金の有効活用（消防保安課）
 - 新たな公文書管理制度の検討（法務文書課）
 - 職員のコンプライアンス対策の推進（人事課）
 - 移住・就業支援事業費補助金の活用促進（くらし・環境部企画政策課）
 - 静岡県耐震改修促進計画の推進（建築安全推進課）
 - 自然ふれあい施設の適正な管理・運営（環境ふれあい課）
 - アスリート等雇用支援事業への補助金の有効活用（スポーツ振興課）
 - 私立学校安全教育推進事業費補助金の有効活用（私学振興課）
 - 介護人材の確保（介護保険課）
 - 保育士確保対策の推進（こども未来課）
 - 静岡ものづくりインストラクターの活用（商工振興課）
 - 農業・林業を支える人材の確保・育成（農業ビジネス課、林業振興課）
 - 水産イノベーション対策推進事業費補助金の有効活用（水産振興課）
 - 建設工事等の安全対策の取組（工事検査課）
 - 河川災害における総合的な対策の推進（河川企画課、土木防災課）
 - ICT教育の推進（教育政策課）
 - 県立学校施設の老朽化対策（教育施設課）
 - 運動部活動の効率的・効果的な実施（健康体育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に指摘等（79件）を行った63機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（9件）を行った9機関の改善措置状況は、59ページから67ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘9件

(1) 財務会計3件

ア 収入関係2件

監査箇所	区分	概要	
沼津財務事務所	指摘	件名	事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延
		内容	令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。
袋井土木事務所	指摘	件名	河川占用料等に係る不適切な事務処理
		内容	平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収1,124,500円、還付加算金52,000円が発生していた。また、平成22年度から令和元年度までの道路占用4件について、県管理道路を市町へ移管した後にも占用許可を更新し占用料を徴収していた。

イ 契約関係1件

監査箇所	区分	概要	
三島南高等学校	指摘	件名	業務委託等に係る不適切な会計事務処理
		内容	<p>三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起し、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。</p> <p>また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。 2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。 3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。 4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為を減額し、関係書類を紛失した。

(2) 工事技術2件

監査箇所	区分	概要	
中遠農林事務所	指摘	件名	建設工事現場等における第三者事故の多発
		内容	令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故が5件（人身1件、物損4件）発生した。
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。

(3) 事務事業4件

監査箇所	区分	概要	
消防学校	指摘	件名	訓練装置の破断事故の発生
		内容	令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。
御殿場高等学校	指摘	件名	実習室での火災の発生
		内容	令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機(購入額1,541,378円)の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用442,970円の損害を与えた。
磐田西高等学校	指摘	件名	部活動費の不適切な管理
		内容	磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。 また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。
警察本部 交通部 交通規制課	指摘	件名	公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置
		内容	平成30年3月から令和2年5月までの間、安倍川駅東口付近交差点に、県公安委員会の決定を受けることなく一時停止標識を設置し、効力のない標識により交通取締りを行った。

2 注意46件

(1) 財務会計24件

ア 収入関係5件

監査箇所	区分	概要	
沼津土木事務所	注意	件名	河川占用料等に係る不適切な事務処理
		内容	平成27年度から令和元年度までの河川占用料19件について誤りがあり、徴収不足415,200円が発生していた。 また、平成27年度から令和元年度までの道路占用料4件について、県管理道路を市町へ移管した後にも占用許可を更新し占用料を徴収していたことから過徴収6,660円が発生していた。 さらに、令和元年度の港湾占用料91件について、消費税引き上げ前の単価で占用許可したため、徴収不足129,944円が発生していた。
静岡土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収170,700円及び還付加算金5,700円が発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成27年度から29年度までの河川占用料24件について誤りがあり、過徴収333,900円、還付加算金1,000円が発生していた。

監査箇所	区分	概要	
田子の浦港 管理事務所	注意	件名	港湾施設用地の占用許可に係る不適切な事務処理
		内容	平成31年4月から令和元年7月までの港湾施設用地占用料6件406,711円について調定の手続きを、また、令和元年8月から10月までの港湾施設用地4件の占用について、占用許可の手続き(2件22,698円を含む)を行っていなかった。
湖西高等学校	注意	件名	授業料の口座振替における徴収誤り
		内容	令和2年度第1期の授業料の口座振替において、誤って49件、1,940,400円の過徴収が発生した。

イ 支出関係5件

監査箇所	区分	概要	
東部健康福祉センター	注意	件名	母子・父子福祉協力員に対する報酬の算定誤り
		内容	東部健康福祉センター管内で県知事が委嘱している「母子・父子福祉協力員」のうち36人について、平成30年度の報酬額を誤って算定し支給していた。支給超過は35人246,240円、支給不足は1人82,620円であった。
出納局 集中化推進課	注意	件名	源泉徴収税額の記載誤り
		内容	平成26年分から令和元年分の源泉徴収票の交付に際し、集中化推進課が年末調整の作業を行わない21人に対し、誤った源泉徴収税額を記載した源泉徴収票を交付した。
がんセンター局	注意	件名	通勤手当の認定誤り
		内容	通勤手当の認定に誤りがあり、平成27年度から長期に渡り通勤手当の是正がされず過払いが生じていた。 また、平成30年4月から算定を誤り通勤手当に多額の過払いが発生していた。
教育委員会 事務局 健康体育課	注意	件名	補助金支出における債主誤り
		内容	平成30年度静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金について、本来、吉田町会計管理者口座に振り込むべきところ、誤って吉田町長の個人口座に振り込み、債主誤りによる過年度返納金及び過年度支出金が発生し、年度内の支払いが出来なかった。
吉原工業高等学校	注意	件名	住居手当の認定誤り
		内容	住居手当の認定の際、家賃無料期間があり住居手当の支給要件を満たしていないが、誤って認定したため手当の過払い(21,500円)が発生していた。 また、所属では支給の誤りを把握していたが、修正を行わなかった。

ウ 契約関係9件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 政策推進局 総合政策課	注意	件名	業務委託の不適切な変更事務
		内容	「今後の県土形成及び富士山静岡空港を核とする地域づくりのあり方検討業務委託」において、契約変更に当たり業務内容の変更に関する受託者との協議内容の記録が作成されず、協議結果の管理監督者の決裁もなされていなかった。 また、変更契約締結の時期が大幅に遅延していた。

監査箇所	区分	概要	
ふじのくに 地球環境史 ミュージアム	注意	件名	業務委託における収支報告書の未徴収
		内容	ふじのくに地球環境史ミュージアム内ミュージアムショップ営業に関する業務委託契約において、事業年度終了後2か月以内に受託者から提出させる収支報告書を平成29年度以降徴収していなかった。
健康福祉部 こども未来局 こども未来課	注意	件名	業務委託に係る不適切な契約事務
		内容	令和元年度の保育士等働き方改革推進事業業務委託について、契約書で定められた「委託業務実施計画書」等を受託者から徴収していなかった。 また、仕様書等に記載された内容に変更があったにもかかわらず、必要な変更契約を締結していなかった。あわせて、契約書等に基づく実績確認を行っておらず、履行確認が不十分なまま、委託料を支払っていた。
沼津土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約変更事務及び積算
		内容	令和元年度から2年度に実施した消毒棟・放流ポンプ棟の耐震補強工事において、契約変更手続の時期が適切でなかった。 また、当初積算の違算に気付かないまま入札を行い、契約に至った。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した河川災害復旧工事において、債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠とした工事であるため契約変更手続を令和元年度中に行わなければならないところ、2年度の5月に行い、時期が適切でなかった。
浜松土木事務所	注意	件名	業務委託の不適切な契約
		内容	債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠として入札執行したが、低入札調査に時間を要し翌年度になり、入札不成立であったにもかかわらず契約を締結した。
教育委員会 事務局 社会教育課	注意	件名	業務委託の不適切な履行確認
		内容	令和元年度の青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営業務委託契約において、全額前金払いにもかかわらず、受託者から提出された1年間分の、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、課内での履行確認を行っていなかった。
浜松南高等学校	注意	件名	業務委託の不適切な契約変更事務及び履行確認
		内容	浜松南高等学校は、同校及び新居高等学校等11校の消防用設備等の保守点検業務委託に係る契約事務を一括で行っている。新居高等学校の消火器点検に関し、実態と異なる仕様書により契約し、その修正に関わる契約変更事務が遅延していた。 また、誤った数量が記載された報告書をそのまま受理し委託料を支払っていた。
天竜警察署	注意	件名	業務委託の不適切な履行確認
		内容	消防用設備等保守管理業務委託において、仕様書に定められた点検数量を満たしていなかったにもかかわらず「委託業務完了報告書」をそのまま受理し、委託料を支払っていた。

工 財産関係3件

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 河川砂防局	注意	件名	車検切れ公用車の使用
		内容	令和元年9月28日から10月4日までの間に3回、無車検で公用車を使用していた。

監査箇所	区分	概要	
浜松土木事務所	注意	件名	建物の取壊しに係る不適切な事務処理
		内容	浜松土木事務所では、行政財産の用途廃止及び取壊しの決裁を得ることなく、旧天竜土木事務所佐久間支所の庁舎を取り壊した。
浜松西高等学校	注意	件名	その他金券類の不適切な管理
		内容	平成27年度にiTunesカード(1,500円券×10枚)を取得、同年度中にそのうち4,800円を使用した。そのうち「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。

オ その他2件

ふじのくに地球環境史ミュージアム	注意	件名	徴収委託に係る不適切な事務処理
		内容	地方自治法施行令に規定する徴収事務の委託を行っている図書等売払代金の収入について、平成29年度以降、財務規則の規定による出納者への報告を求めていなかった。 また、当該委託契約書において、業務の報告手続だけでなく売払代金の管理方法、図録等の管理方法、個人情報保護等、規定すべき事項を記載せず業務委託を行っていた。
島田土木事務所	注意	件名	例月指導検査における注意事項等の多発
		内容	令和元年度における例月指導検査において、注意事項等が30件と多発しており、同様の誤りが複数月にわたり繰り返し発生している。また、例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、令和2年度においても類似した誤りによる注意事項等が複数発生している。

(2) 工事技術 16件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	注意	件名	建設工事の不適切な設計
		内容	令和2年度に実施した網戸設置工事において、構造上の安全性を確認しないまま設計を行い、これに基づき施工した。
スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課	注意	件名	建設工事における不適切な監督業務及び設計変更事務
		内容	令和元年度に実施した河津歩道県有観光施設維持補修事業工事において、工程管理に係る受注者への指示が適切でなかった。 また、具体的な理由を記さずに変更契約を行ったことに加え、工期内に変更契約を締結しなかった。
東部農林事務所	注意	件名	建設工事現場における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事において、第三者事故(物損)が1件、工事関係者事故が2件発生していた。
富士農林事務所	注意	件名	建設工事現場における第三者事故の発生
		内容	令和元年度に実施した建設工事で第三者事故(人身及び物損)が1件、第三者事故(物損)が1件発生した。
中遠農林事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	令和元年度に実施した畑地かんがい工事において、市による誤った登記の修正を待たずに工事を発注したため、一部の工事を取りやめることにより契約額4,587万円が約6割減額となり、工期が約11か月延長され、取りやめた工事については着手の目途が立たないなど工事計画に大幅な変更が生じた。

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 港湾局 港湾振興課	注意	件名	業務委託の不適切な発注計画
		内容	令和元年度に実施した清水港日の出4号上屋耐震補強工事実施設計業務委託において、関係機関と十分協議を行わないまま発注を進めたことから、本業務委託の発注後に、耐震補強計画の追加検討が必要となり、当初契約に係る業務委託の実施時期が大幅に遅延した。
熱海土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生していた。
沼津土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が10件、工事関係者事故が1件発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	業務委託における不適切な発注計画
		内容	令和元年度に実施した橋梁補修設計業務委託において、事前調査が不足し、本来必要のない業務を発注したため、業務量の3分の1が削減されたことに加え、契約額約8百万円が3割程度減額されるなど、大幅に業務内容が変更された。
島田土木事務所	注意	件名	補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した補償工事において、事前に必要な協議を実施していないことに加え、地権者から補償工事承諾書を受領せずに工事を施行し、用地事務取扱要領で規定する手順を遵守していなかった。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件（うち、作業員1名の死亡事故1件）発生していた。
袋井土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	令和元年度に実施した橋梁塗装改修工事において、既存塗膜の成分調査等を行わないまま工事発注したため、発注後実施した調査において有害物質が確認され、塗り替えを中止し翌年度発注とするなど工事計画に大幅な変更が生じた。
袋井土木事務所	注意	件名	修補指示工事の発生による完成遅延（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度に実施した二級河川ぼう僧川護岸工事において、施工管理が適正でなく、出来形が設計図書に適合していなかったことから、修補指示による手直し工事が発生し、完成期日が1か月程度遅延した。
袋井土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が6件、工事関係者事故が1件発生した。
浜松土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が1件、工事等関係者事故が2件発生した。

監査箇所	区分	概要	
清水港管理局	注意	件名	建設工事現場における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生した。

(3) 事務事業6件

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 総務局 法務文書課 ICT推進局 統計調査課	注意	件名	商業動態統計調査票等の紛失
		内容	県あてに郵送された商業動態統計調査票2通、経済産業省生産動態統計調査票2通及び統計調査員の従事に係る承諾書1通を紛失した。
スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課	注意	件名	私立学校認可事務における処理遅延事案の発生
		内容	平成30年7月5、6日に学校法人から提出を受けていた寄附行為変更認可申請書2件について、令和元年12月までの1年半以上の間、担当者が保管し事務処理を行わなかった。
経済産業部 農地局 農地計画課	注意	件名	非常勤職員の年次有給休暇付与日の誤り（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成31年度の非常勤職員の年次有給休暇について、平成31年4月1日に付与すべきところ、2か月経過後の6月1日に付与していた。
熱海土木事務所	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	令和2年4～6月分の継続的資金前渡計算書、小口現金支出伺及び領収書6件を編さんしたフラットファイル1冊を紛失した。
教育委員会 事務局 教育総務課	注意	件名	非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り
		内容	県立高等学校の非常勤職員を採用するに当たり、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出され、この誤りに気付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用決定していた。
静岡農業高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。

3 意見 24 件
 (1) 財務会計 5 件

監査箇所	件名及び内容
経営管理部	<p>自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>各総合庁舎をはじめ、他の出先機関においてもAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AEDの設置の可否を含め、AED本体の耐用期間の超過や厚生労働省が求める「点検担当者の配置」、「日常点検の実施」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>つきましては、経営管理部が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、全庁的な設置基準を明確にしてAEDの設置が必要な所属に配置を行ってください。</p> <p>また、AEDの導入に当たっては、効率的かつ効果的な方法により導入できるよう検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>
交通基盤部 政策管理局 総務課、經理課	<p>交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について</p> <p>令和2年度の土木事務所の定期監査において、不適切な事案の多発が確認されています。島田土木事務所は7件、袋井土木事務所は4件、沼津土木事務所、浜松土木事務所は3件と多発しており、前回監査において指摘された事項が改善に結びついていない事案も3件発生しており、所属におけるチェック体制や再発防止策が十分でない状況であります。また、多発の要因として、ここ数年の事業量の拡大、異常気象等による水防業務の増加や災害対応に関わる業務量の増加などによる職員の負担の増加が要因の一つと考えられます。</p> <p>つきましては、交通基盤部として、土木事務所における不適切な事務処理が多発した原因を分析するとともに、人員の増加など執行体制を含めた実効的な再発防止策を検討し、早急に対応してください。</p>
島田土木事務所	<p>不適切な事務処理の再発防止について</p> <p>令和2年度の定期監査において、財務関係2件、工事技術関係4件と不適切な事案が多発しており、所属におけるチェック体制等が十分とられていないと考えられます。中でも、工事技術関係の2件は、前回監査において指摘した事項と同様の事案であり、また、財務関係の1件は、例月指導検査において類似する注意事項が複数月で繰り返し発生している事案であることから、監査や例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、再発防止に向けた取組が十分でないと考えます。</p> <p>つきましては、このような事案が多発した原因を把握するとともに、実効的な再発防止策を所属全体として検討し、早急に対策を講じて不適切な事務処理の再発防止を徹底して下さい。</p>

監査箇所	件名及び内容
出納局用度課	<p>自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について</p> <p>静岡県財産規則においては、物品を借受ける際には物品借受調書の作成を要するとされていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」において、他団体から借受けたAEDについて、物品借受調書を作成していない不適切な事案が複数確認されています。</p> <p>原因は、購入価格が10万円未満の消耗品であることや、他団体がリース契約したものを借受けたとして物品借受手続きが不要であると誤認していたものであり、適正な事務処理について改めて周知が必要と考えます。つきましては、各機関に対して、静岡県財産規則に沿った適正な事務処理について周知を図るとともに、物品事務指導検査等を活用して注意喚起を行うなど、不適切な事務処理の再発防止に努めてください。</p> <p>また、AEDは、比較的長期間にわたって反復使用に耐える物であり、また、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物品であり、適正な管理が必要であることから、取得価格が10万円未満であっても、パーソナルコンピューター等と同様に備品として定義し、物品台帳に登載して適切に管理することが望ましいと考えられますので、必要な制度改正について検討してください。</p>
教育委員会事務局教育総務課	<p>自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>教育委員会の出先機関において、県立学校を中心にAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校におけるAEDの調達においては、PTA又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AEDは、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効率的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>

(2) 事務事業 19 件

監査箇所	件名及び内容
危機管理部 危機情報課	<p>静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の利用拡大</p> <p>近年発生している豪雨災害において、災害関連の緊急情報が住民避難につながらず、逃げ遅れにより多くの方が犠牲となっていることを踏まえ、県では、緊急防災情報の提供方法の多様化、地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援を目的として、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を開発し、令和元年6月1日から運用が開始されています。</p> <p>また、令和元年度には、県内在住の外国人が防災情報を正しく理解し、必要な避難行動へとつなげることで安全に暮らしていけるよう、「総合防災アプリ多言語対応改修業務委託」により、11言語に対応した多言語による情報発信機能を追加し、令和2年4月1日から外国人への利用促進を図っているところであります。</p> <p>しかしながら、県内には約10万人の外国人が在住していますが、多言語版総合防災アプリのダウンロード数は、令和2年7月20日現在、360件余であり、利用者数は極めて低位に留まっている状況にあります。</p> <p>総合防災アプリは、災害発生時において、外国人に緊急防災情報を的確に伝える手段となるほか、日頃の防災意識が希薄といわれる外国人の防災意識の高揚にもつながるものと考えられますので、実際に操作体験ができる機会を設けるなど、その必要性や有用性を広め、外国人利用者の拡大に早急に取り組んでください。</p>
危機管理部 消防保安課	<p>静岡県消防協会運営費補助金の有効活用</p> <p>地域防災の中核的役割を担う消防団を取り巻く環境は、団員数の減少や高齢化、サラリーマン団員比率の増加等、非常に厳しい状況にある中であって、消防団の組織強化や団員の資質向上等のための様々な事業を実施している静岡県消防協会の果たす役割は益々重要となっており、県としてもその活動を支援していく必要があることから、毎年、運営費補助金が交付されています。</p> <p>当該補助金を受け実施される各種事業は、団員の知識、技術、活動能力の向上や士気高揚につながるものと一定の評価はできますが、一方で消防団員の数が減り続けているという現状を見ると、補助金をより効果的に活用する仕組みを構築することが求められます。</p> <p>当該補助金は、長期間見直しが行われずに交付されている状況にありますので、補助の目的を明確化し、成果を踏まえて定期的に事業の改善を行うなど、消防団員の確保に向けて、より有効に補助金が活用されるよう補助団体と共に取り組んでください。</p>
経営管理部 総務局 法務文書課	<p>新たな公文書管理制度の検討</p> <p>本県においては、平成30年度から公文書管理制度の見直しに着手し、令和元年度には公文書は県民共有の財産であるということを念頭に、公文書管理に関する条例の制定に向けて引き続き検討を進めています。</p> <p>条例が制定されれば、実施機関において新たな公文書管理制度への移行を速やかにかつ円滑に行う必要があるため、公文書となる文書の作成や廃棄のルールをはじめとする条例の内容を実施機関の職員が十分に理解することが重要です。条例の制定に当たっては、その趣旨や目的、内容等について検討過程の段階から対象職員に対して丁寧な説明・周知に努めてください。</p> <p>文書管理システムの更新については令和元年度に整備方針を策定しましたが、その整備により在宅勤務などの働き方の多様化やペーパーレス化が促進されることが期待されます。今後、整備を進める上で課題となっている電子決裁のルールの方針に当たっては、職員の意見を取り入れるとともに、十分な周知を図り、安全性及び実効性のあるシステムの整備を進めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>経営管理部 行政経営局 人事課</p>	<p>職員のコンプライアンス対策の推進</p> <p>職員のハラスメント相談件数は年々増加している状況の中、令和元年度はハラスメント防止責任者である各部局長代理等を中心に幹部職員に対して研修を実施するなどハラスメント対策に取り組んでいます。国のハラスメント規制関連法の施行や、令和2年7月の「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」の改正に併せて職員に対する同指針の周知を徹底するなど、職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでください。</p> <p>交通事故防止対策については、令和元年度には全公用車へのドライブレコーダーの設置、交通事故報告書に事故原因分析シートを追加するなどの取組が行われていますが、公務上の交通事故の発生件数が78件と、前年度とともに過去5年間で最も多い状況となっています。</p> <p>交通事故は県職員の信用失墜につながるものですので、交通事故ゼロを目指してソフト対策及び自動ブレーキ搭載車両の導入などのハード対策により効果的な交通安全対策に早急に取り組んでください。</p>
<p>くらし・環境部 政策管理局 企画政策課</p>	<p>移住・就業支援事業費補助金の活用促進</p> <p>「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」の推移を見ると平成27年度は、393人であったが、29年度1,070人、30年度1,291人、令和元年度は、1,283人と3年連続で1,000人以上となり、着実な増加が見られる中であって、東京圏からの本県への移住の促進と、中小企業等の人材確保を目的として、令和元年度に創設された「移住・就業支援事業費補助金」は、今後の更なる移住者の増加に資するものと期待されるところであります。</p> <p>しかしながら、令和元年度の当該補助金の交付決定者は6人と、当初見込みの450人を大きく下回るものであり、補助金の効果が十分発揮されていない状況にあります。</p> <p>補助制度の周知やマッチングサイト「しずおか就職net」への対象企業の登録が進まないなど、改善する余地があると考えられますので、移住検討者への効果的な周知や対象企業の登録促進等に経済産業部と連携して取り組むとともに、引き続き国に対して制度要件の緩和を要望するなど、より多くの移住者の支援に役立つ補助金となるよう、本補助制度の更なる活用促進に努めてください。</p>
<p>くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課</p>	<p>静岡県耐震改修促進計画の推進</p> <p>想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKA1-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進しているところです。</p> <p>多数の者が利用する特定建築物の耐震化率については、これまでの取組の成果もあり、目標の95%に向けて順調な推移が見られます。</p> <p>一方、住宅についても、高齢者世帯等を中心に、耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問や木造住宅の耐震補強工事に対する助成制度等により、補強済み住宅は順調な増加が見られますが、令和2年8月に発表された平成30年の耐震化率は89.3%であり、依然、約15万2千戸が「耐震性なし」という状況にあることから、令和2年の目標とする「耐震化率95%」の達成は難しい状況にあります。</p> <p>プロジェクト「TOUKA1-0」総合支援事業は「命を守る安全な地域づくり」における重要な施策のひとつです。市町との連携を密にしながら、建築物の耐震化率を大きく伸ばしてきたことは評価するところですが、目標とする耐震化率達成に向け、より一層、命を守る耐震化の促進に努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課</p>	<p>自然ふれあい施設の適正な管理・運営</p> <p>自然ふれあい施設は、県民が自然と直接ふれあう機会を創出するため、昭和40年～60年代を中心に整備されており、施設の老朽化とともに、人口減少やレジャーの多様化などにより、利用者は減少傾向にあることから効率的な管理運営が求められています。</p> <p>特に「県民の森」については、平成30年度に実施された包括外部監査において、平成29年度の利用者一人当りの収支差額が30,000円余となっていることから、「利用者1人当りの税金負担が割高である」として、施設のあり方について検討するよう意見が付されているところであります。</p> <p>これを受け、県では施設の整備方針及び再整備計画の検討を始め、令和2年度中に策定することとしていますが、どれだけ多くの県民に施設が有する価値を提供することができるかという視点のもと、施設の状況を精査したうえで、費用対効果も踏まえ、施設のあり方も含めた整備方針及び再整備計画の策定を進めてください。</p>
<p>スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ振興課</p>	<p>アスリート等雇用支援事業への補助金の有効活用</p> <p>国体上位入賞が期待される優秀なアスリートや主要な大会出場選手の指導実績のある優秀な指導者に県内の就職先を紹介し県内に定着させることで、国体での得点力や県内全体の競技力の向上に寄与することを目的として、平成30年度からアスリート等雇用支援事業を実施する公益財団法人静岡県スポーツ協会に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和元年度には、当初10人の雇用を見込んでいたものの、アスリート等と企業の間で雇用条件等のミスマッチが生じ雇用まで至らないケースがあり、6人の雇用と実績が見込みに満たない状況で、競技力を向上させる上で重要な指導者の確保も雇用実績がありませんでした。</p> <p>雇用開始した6人のうち3人が国体に出場し1人は優勝するなど、一定の成果は認められます。</p> <p>今後は公益財団法人静岡県スポーツ協会が、指導者の確保も含めより多くの雇用につなげるため、アスリート等や本事業に参加する企業を開拓し、事業効果をより高められるよう、取り組んでください。</p> <p>また、予算額の半額近くを減額補正しましたが、中途採用の無かった前年度の事業の実績を踏まえて予算計上を行えば減額も少なく抑えられたと思われます。限りある予算を有効的及び効率的に執行できるよう、実態に合わせて精査した予算となるよう取り組んでください。</p>
<p>スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課</p>	<p>私立学校安全教育推進事業費補助金の有効活用</p> <p>令和元年5月の川崎市のスクールバス利用者が被害を受けた事件などを受け策定されました「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」の取組として、子どもの通学時等の安全確保のため、私立学校等に対してスクールバスの防犯用品整備費用や交通安全指導員配置費用等への補助金を交付しています。</p> <p>9月補正予算による緊急対応で、補助対象となる学校等を160校、48,000千円と見込んでいましたが、既に防犯用品を整備済である等により申請しなかった学校等もあり、実績は85校、20,760千円となりました。</p> <p>限りある予算を有効的に活用するため、ニーズを的確に把握し適正な予算額となるよう取り組んでください。</p> <p>あわせて、子どもの安全確保は、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」によるオール静岡の取組であり、子どもを地域全体で見守っていく新しい見守りのシステムと体制の構築が喫緊の課題と言えます。全ての私立学校等で必要な安全対策が実施されるように、当該事業の積極的な利用促進を図り、有効的に活用されて各学校の取組状況を踏まえた効果的な事業となるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	件名及び内容
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課	<p>介護人材の確保</p> <p>団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）には、本県における介護人材の不足は8,027人と推計され、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>本県では介護人材確保対策として、平成28年度から介護人材育成事業実施業務委託を行い、介護人材を累計で303人育成し、直接雇用に結びつけています。しかし、介護事業所における離職者のうち約6割強が就職後3年未満の介護職員であることから、県が直接実施している本事業の効果を確認するには、直接雇用後の定着状況を把握することが望まれます。</p> <p>令和2年度も継続して事業を実施していることから、本事業における直接雇用者の定着状況を把握してその有効性を確認するとともに、課題等を整理した中で検証結果を生かして本事業をより実効性の高いものとしてください。</p>
健康福祉部 こども未来局 こども未来課	<p>保育士確保対策の推進</p> <p>保育士等の確保対策については、処遇改善のため創設された国の処遇改善等加算Ⅱに対応するため、本県では平成29年度よりキャリアアップ研修に取り組み、令和元年度には研修方法の改善や国への働きかけにより制度の一部見直しが図られるなど、一定の成果が得られています。</p> <p>また、令和元年度から、勤務環境改善として、ICTを活用した保育士等の働き方改革に取り組んでおります。</p> <p>本取組において保育所等の理解を得られなかったことから、当初見込んだコンサルティング活動を大きく見直しております。これは、保育所等におけるICTの導入状況の把握やICT導入に対する理解度などの把握がなされていなかったことが1つの要因として考えられます。</p> <p>保育士等確保対策の実施に当たっては、対象者である保育所等現場のニーズを把握することが望まれます。今後は、保育所等の現状分析を行い、ニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズを事業内容に反映させることにより、実効性のある保育士等の確保対策に取り組んでください。</p>
経済産業部 商工業局 商工振興課	<p>静岡ものづくりインストラクターの活用</p> <p>県内中小企業の生産性向上による企業の競争力の強化、付加価値の向上を図るため、平成27年度から令和元年度まで「静岡ものづくり革新インストラクタースクール事業」に取り組み、5年間で92人のインストラクターを養成し、中小企業に派遣して改善支援を行ってきました。</p> <p>社会経済情勢の変化に合わせ令和2年度から事業を見直し、当該事業は終了しましたが、養成したインストラクターは「静岡ものづくり革新リーダー養成事業」などで引き続き活用していくこととしています。</p> <p>本事業は、インストラクターの養成が最終目的ではなく、養成したインストラクターによる製造現場の生産性の向上がどれだけ図られたのかが成果であるといえます。5年間で養成したインストラクターが、今後、製造現場の生産性向上にどれだけ役立っているのか、フォローアップを行い効果を確認して、製造現場の生産性向上に寄与するように努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
経済産業部 農業局 農業ビジネス課 森林・林業局 林業振興課	<p>農業・林業を支える人材の確保・育成</p> <p>農業人材の確保・育成を図るため、就農相談から就農現地見学会、短期就農体験の実施や、自営就農希望者への1年間の長期実践研修を実施し、就農までの一連の事業をワンストップで対応、支援しています。</p> <p>令和元年度の「短期農業インターン受入事業」では受入可能な作物や地域の減少により、平成30年度に比べ体験者数・受入日数も減少しており、予算の執行率も3割程度に留まっています。就農希望者にとって、短期就農体験は貴重な機会ですので、ニーズに応えられるよう受入可能な農業経営体の確保に努め、事業の効果的な執行に努めてください。</p> <p>また、「がんばる新農業人支援事業」では研修生の就農率は70.7%、そのうち営農継続率は98.5%であり、直近4年間における新規自営就農者に占める割合は15.8%と新規就農に大きく寄与している一方で、令和元年度の研修生は16人と定員25人を大きく下回っています。</p> <p>新規就農者にとって、就農後の所得や営農継続の状況は貴重な情報ですので、フォローアップにより事業効果を把握し、積極的に情報提供することで、より多くの新規就農者を確保するよう取り組んでください。</p> <p>さらに、新規就農者だけでなく、「林業新規就業者確保促進事業」による新規林業従事者などの人材確保に関しては、移住・転職が一つの課題となっています。移住・転職に関しては、「30歳になったら静岡県！」応援事業等との連携や、移住促進を行うくらし・環境部等他部局との連携を今まで以上に行い、移住・転職に関する相談等の情報が容易に取得できるような効率的、効果的な情報発信に努めてください。</p>
経済産業部 水産・海洋局 水産振興課	<p>水産イノベーション対策推進事業費補助金の有効活用</p> <p>本県の水産業の振興には、漁業者や水産加工業者の所得や利益向上のための魚価向上対策、経営力向上対策、人材確保対策等が重要であるとし、令和元年度に「水産イノベーション対策推進事業費補助金」を創設し、水産事業者等の新たなアイデアの実現を促進することとしました。</p> <p>水産事業者等が経営改善目標を掲げて3年間の計画を策定し、新商品の開発等新たな事業に取り組み、それを関係団体が連携した「水産イノベーション対策支援チーム」が支援するという水産分野では初めての取組であり、初年度から68件の事業が実施されました。</p> <p>本事業では1年目の実績を事業報告書において確認していますが、計画期間である3年間の実績報告を求めておらず、本事業の目的である経営改善の達成状況や、チームによる支援の実効性などを確認できない状況にあります。</p> <p>事業効果を確認することにより、成功事例の他事業者への情報提供や、チームによる継続支援の状況等の確認ができ、より多くの事業者の経営改善につなげることが可能となります。水産事業者等の所得や利益向上につなげるよう、事業の成果、支援の効果等の把握に取り組んでください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>交通基盤部 建設支援局 工事検査課</p>	<p>建設工事等の安全対策の取組</p> <p>交通基盤部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成 29 年度に 55 件でしたが、平成 30 年度は 37 件、令和元年度は 28 件と減少しており、このうち、工事については、平成 30 年 10 月以降の発注工事から適用を開始した「交通基盤部工事事務事故防止行動計画」による成果が出始めているものと考えられます。</p> <p>しかし、「交通基盤部工事事務事故防止行動計画」の対象外とされている業務委託では、令和元年度において、事故が 8 件発生し、全体事故件数の約 3 割を占めるなど、課題も残されています。</p> <p>一方、県全体に目を向けると、経済産業部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成 29 年度に 3 件、平成 30 年度は 18 件、令和元年度は 14 件と増加傾向を示すなど、他部局等においても、建設工事等における有効な事故防止対策を行うことが求められています。</p> <p>このことから、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、他部局等と主導的に連携し、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
<p>交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 土木防災課</p>	<p>河川災害における総合的な対策の推進</p> <p>交通基盤部では、危機管理型水位計データの公開、洪水予報河川・水位周知河川である 46 河川における洪水浸水想定区域図の作成、市町が行う洪水ハザードマップ作成に対する支援、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた市町に対する支援等を行ってきました。</p> <p>しかし、全国各地で過去最大の降雨量が発生するなど災害は激甚化しており、更なる住民避難支援の強化が必要となっています。</p> <p>このことから、洪水予報河川・水位周知河川以外の 473 河川（令和元年度末時点）における洪水浸水想定区域図の作成、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画の作成率 100%に向けた市町に対する支援等、これまでの取組を発展・加速させてください。</p>
<p>教育委員会 事務局 教育政策課</p>	<p>ICT教育の推進</p> <p>教育委員会では、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進するため、「学びを拓げる ICT 活用事業」により、令和 3 年度までに、全ての県立学校へ ICT 機器（プロジェクタ、タブレット端末、移動式無線 LAN アクセスポイント）の配備を進めており、令和元年度末の進捗率は 55.5%（全県立学校（分校等を含む）128 校のうち、配備済みは 71 校）となっています。</p> <p>このうち、移動式無線 LAN アクセスポイントの配備については、平成 30 年度に一斉整備を完了し、各校の現有機器を有効活用することになっていましたが、調査の結果、この機器を活用できていない学校が複数あることが判明しました。</p> <p>国の GIGA スクール構想の取組の中で、令和 2 年度には、「新時代の学びを支える教育環境充実事業」により、県立学校全ての普通教室に固定式無線 LAN アクセスポイントが配備されるほか、県立特別支援学校の小・中学部及び県立高等学校の中等部に児童、生徒 1 人 1 台端末が配備されることとなっています。</p> <p>そのため、移動式無線 LAN アクセスポイントのみならず、固定式無線 LAN アクセスポイントについても、学校に活用方法の説明を行うなど有効活用を努めるとともに、今後の ICT 機器の整備全般については、事前に聞き取りを十分に行うことなど、学校現場の実情を把握した上で整備を進めることで、実効性のある取組に努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>教育委員会 事務局 教育施設課</p>	<p>県立学校施設の老朽化対策</p> <p>教育委員会では、127校（高等学校90校、特別支援学校37校）、1教室の学校施設、延べ床面積にして約150万㎡の建物を保有し、これは、静岡県が保有する施設の約40%に相当します。</p> <p>中でも高度経済成長期を中心に建てられた築40年を超える建物が約40%を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>老朽化に伴う大規模改修や建替えに多額の費用が必要となる中、令和元年度に、中長期的な施設整備を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、「学校施設中長期整備計画」を策定し、さらには、計画の確実な実施と業務の迅速化・効率化を図り、計画を無駄なく効率的に運用するための「教育FMシステム」を構築し、導入しています。</p> <p>今後は、計画に基づき適切な老朽化対策を進めるとともに、学校の状況等に応じでは、適宜、計画の見直しを図ってください。</p> <p>あわせて、学校現場では、外壁落下や雨漏り、不衛生なトイレ等、生徒等への安全・安心が脅かされる事例も見受けられます。早急な対応が必要な改修については、学校への聞き取りを十分に行い、学校現場の実情を把握した上で、最優先で必要な事後保全にも取り組んでください。</p>
<p>教育委員会 事務局 健康体育課</p>	<p>運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>平成30年4月に策定した「部活動ガイドライン」は、これまでの教育委員会の取組により、全県下に定着し、多くの市町や県立高校では、個別方針を定め、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>「部活動ガイドライン」では、部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上だけでなく、教員の多忙化や指導時の不安解消を図る上での効果が期待されています。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。</p> <p>「部活動指導員」の活用を推進する国庫補助事業「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、多くの市町での活用が期待されるものの、令和元年度の交付決定は7市町に留まり、当初予算額も24,560千円から14,863千円の減額が発生しています。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、人材バンクの認定指導者の登録数が平成30年度末382人のところ令和元年度末は559人と登録者数は増加しているものの、令和元年度の「学校等紹介依頼者と指導者のマッチング」の実績はわずか1件に留まり、事業の成果は見られません。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、今後は、地域の実情等の原因分析を行い、成果目標を設けるなどして、両制度がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>